

兵庫県遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「行政処分」という。)を行うに当たり、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(行政処分の適用)

第3条 この要綱における行政処分は、法が遵守されないことにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保等に支障が生じると見込まれる場合に適用するものとする。

(処分の内容)

第4条 処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 法第20条の規定に基づく処分の内容は、業務改善命令とする。
- (2) 法第21条第1項各号の規定に基づく処分の内容は、登録の取消し又は6月以内の事業停止命令とする。
- (3) 法第26条の規定に基づく処分の内容は、改善命令とする。
- (4) 法第27条の規定に基づく処分の内容は、指定の取消しとする。

(違反行為の併合)

第5条 処分を受けていない2つ以上の違反行為について処分する場合は、その処分事由のうち最も重い処分内容によるものとし、その序列は重い順から登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令(遊漁船業団体の場合、指定の取消し、改善命令)とする。

(処分の加重)

第6条 過去に事業停止命令を受けたことのある者が、最後に受けた事業停止命令の満了日から起算して5年を経過しない日に事業停止命令となる違反行為をした場合は、当該違反行為に係る事業停止命令の期間を2倍に加重する。ただし、加重した後の事業停止命令の期間が6月を超えることとなる場合は、登録の取消しとする。

(処分の軽減)

第7条 聴聞又は弁明の機会の付与の結果、行政処分の対象となる違反行為が酌量すべき事由があると認められる場合は、処分内容を軽減することができる。

(事業停止命令の内容)

第8条 事業停止命令の始期は初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(処分の保留)

第9条 必要があるときは、司法処分の結果がでるまでの間、行政処分を保留することができる。

(意見陳述の方法)

第10条 第4条の行政処分を行うに当たり当該行政処分の名あて人となるべき者について付与する意見陳述の場は、遊漁船業者の登録の取消し及び遊漁船業団体の指定の取消しを行う場合は聴聞とし、その他の行政処分の場合は弁明の機会の付与とする。

附則 平成18年4月1日

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 平成27年8月1日

(施行期日)

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附則 令和6年3月21日

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。